

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和6年4月1日時点)

所管局：生活文化スポーツ局

機関名称	東京都消費者被害救済委員会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	東京都消費生活条例第29条
設置年月日	昭和51年1月10日
機関の目的・所掌内容	都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、「あっせん」や「調停」を行うことにより、その公正かつ速やかな解決を図る。また、委員会によるあっせん・調停が不調に終わり、消費者訴訟となった場合における、訴訟資金の貸付及び資料の提供等、必要な援助について審議する。
委員数	24名 (うち、女性委員数12名)
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	ADR（裁判外紛争処理手続）は、プライバシーや営業・技術の秘密に関わる紛争を非公開の手続により解決を図るものである。個人のプライバシー及び企業等の秘密に関わる事項について審議する場合、並びに、紛争解決に向けた当事者等との率直な意見交換が阻害されるおそれがある場合は、非公開とする。
議事録公開	公開
議事録非公開理由	【一部非公開理由】ADR（裁判外紛争処理手続）は、プライバシーや営業・技術の秘密に関わる紛争を非公開の手続により解決を図るものである。あっせん・調停に係る審議内容は、個人のプライバシー及び企業等の秘密に係るため、非公開とする。
備考	あっせん・調停部会は、東京都消費生活条例第30条に基づき、紛争処理終了後にその概要及び報告書を報道発表するとともにホームページ上で公開している。
HPのURL	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kyusai/
問い合わせ先	生活文化スポーツ局消費生活総合センター活動推進課 電話番号： 03-3235-4155